

## 平成27年度「事業計画」

●京丹波町社会福祉協議会が目指す「法人運営理念」

全ての住民の心が輝く福祉のまちづくり

●京丹波町社会福祉協議会が目指す「法人運営基本方針」

<住民と福祉の共生>

全ての住民が支え合い、学び合い、福祉活動に主体的に参加し、共に生きることの素晴らしさを感じあえるまちづくりを目指します。

<福祉協働社会の構築>

地域のあらゆる機関・団体と協働し、全ての住民が、心豊かで安全に暮らせるまちづくりに計画的に取り組めます。

<選ばれる福祉サービスの提供>

地域に密着した支援体制の整備・開発を提言・実施し、質の高いサービスを提供します。

## I 基本方針

現在、孤立・孤独、無縁社会と言われる中、少子・高齢化、長引く不況と相まって、暮らしに課題をもつ人々が増加しています。

また、阪神淡路大震災から20年、東日本大震災から4年が過ぎましたが、京都南部豪雨、台風18号豪雨、26年夏豪雨災害、広島市の土石流災害、長野県北部地震と3年続けて大きな災害が発生し、私たちの生活に猛威を振るっています。

さらに平成27年度は、介護保険制度第6期の改訂、特に予防介護事業の市町村実施への移行、生活困窮者自立支援法、子ども・子育て支援法の施行等、福祉政策の大きな転換期（住民に最も身近な市町村・地域における福祉活動への期待と課題提起）として位置付けられているところであります。

このような中で、京丹波町社会福祉協議会は、人と人とのつながり、地域とのつながりの大切さを基本として「共に生きる福祉のまちづくり」活動を、地域のみなさんと共に進めていきたいと思えます。具体的には、

- ① 地域の福祉力を高め、地域福祉活動の充実を図る事業の推進
- ② 超高齢社会（37.6%：前年度より1%増）が進行する京丹波町において、利用者本位を基本に、高齢者・障害者・児童等の在宅福祉サービス事業を実施し、福祉問題の把握、その解決に向けた活動（サービスの提供）を行う。
- ③ 災害ボランティアセンター（平成26年8月28日、京丹波町と協定）の活動を通じて、災害時だけではなく、平常時における防災・減災のための活動を実施する。
- ④ 行政や民生児童委員協議会をはじめとした福祉関係機関、教育機関、各種団体、当事者組織、また、NPOとの連携を図り、オール京丹波町として福祉活動発展に向けたネットワークを構築していく。

## II 重点課題

### 1 地域の福祉力を高め、安心した生活を送るための活動の具体化と支援

- (1) いきいきサロン活動の推進をはじめ、地域見守りシステムの構築等、地域や各機関・団体、企業を巻き込んだ見守り支援システムの構築
- (2) 個別支援活動（サービスの提供：介護保険事業の実施）と地域福祉活動が有機的に連携する中で地域の福祉力を高める活動の展開
- (3) 地域包括ケアシステムづくりの中における社会福祉協議会の役割の明確化

- ① 住み慣れた地域で、医療・行政・介護・福祉が相互に連携し、安心した生活を送るためのシステムづくりの中における社会福祉協議会の役割の確認

- 2 災害ボランティアセンターの運営を通じて、災害に強いまちづくりの推進を図る。
  - (1) 京丹波町と連携を図り、災害時における災害ボランティアセンターの設置と運営に向けた取り組みを推進する。
    - ① 災害支援ボランティアの養成と研修活動の充実
  - (2) 平常時における防災・減災に向けたイメージづくり住民研修会の開催等・・・「災害」をキーワードとしたまちづくり活動の推進
  - (3) 災害時要配慮者支援事業の構築
  
- 3 社会福祉協議会の運営組織基盤の強化
  - (1) 合併10年を節として、「社協のあり方検討委員会答申」に基づく京丹波町社会福祉協議会の組織基盤の強化を図る。
    - ① 組織体制の見直しを実施する。
  - (2) 社会福祉に従事する専門職集団としての活動強化
    - ① 福祉活動の専門職としての責任と、より専門性を活かした活動の展開を図る・・・住民から信頼される組織力の構築
    - ② そのためにも、職員の資質向上に向けた研修事業の計画的実施を図る。
  - (3) 財源の確保
    - ① 社会福祉協議会活動財源の確保に向けた活動の展開

### Ⅲ 事業推進計画

#### 1 会務運営

1 理事会の開催・・・年4回以上開催 ● 京丹波町社会福祉協議会の執行機関としての役割を担う。	2 評議員会の開催・・・年2回以上開催 ● 京丹波町社会福祉協議会の議決機関としての役割を担う。
3 監事会の開催・・・年2回開催 ● 本会監事により、上半期（4月～9月）、下半期（10月～3月）の2回に分けて、事業運営活動・資金収支予算執行状況について監査及び指導を受ける。	4 正副会長会（三役・管理職会議）の開催・・・年10回以上開催 ● 事業推進の確認・日程等の確認及び予算執行の確認並びに専決決裁機能を担う。

<p>5 各種委員会の開催・・・随時開催</p> <p>① 地域在宅福祉委員会      ② ボランティアバンク運営委員会      ③ 心配ごと相談所運営委員会      ④ 福祉資金貸付委員会</p> <p>⑤ 共同募金配分検討委員会 以上5つの運営委員会の開催</p> <p>● 社会福祉協議会活動を推進のため、課題や方向性を明確にする委員会活動の強化を図る。</p>	
<p>6 社会福祉協議会職員会議の開催</p> <p>● 係長会議、担当部門間会議等の定例化・連携</p>	<p>7 社会福祉協議会役職員研修の実施</p> <p>● 社会福祉協議会基本研修と専門分野別研修の実施</p>

## 2 地域福祉・ボランティア振興事業の推進

地域の福祉ニーズを把握し、その課題を地域全体で共有することにより、多くの住民の参加で、地域の“福祉力”を高め、“福祉のまちづくり”を目指していくことを目標に様々な事業を取り組みます。



- ① 地域の福祉課題を掘り起こす力
- ② 施策（制度）や社会資源（施設等）を理解し活用する力
- ③ 施策（制度）や社会資源（施設等）の遅れや欠けている点を明らかにする力
- ④ 住民主体（参加）によって課題を解決していこうとする力
- ⑤ 地域の福祉課題の計画化を提起していく力
- ⑥ 大きな声で、「分からない」「困っている」「助けて」と誰でもが言える地域の力
- ⑦ 大きな声を出すことができない人に代わって、「助けて」「困っている」と出してあげることのできる力

### (1) 地域福祉活動の推進

<p>1 福祉ニーズに基づく活動展開の実施</p> <p>●調査・研究活動の推進・・・福祉活動展開のためのニーズ調査</p>	<p>2 広報活動の展開</p> <p>●社協広報紙「ほほえみ」の発行・・・年4回</p> <p>●ボランティア情報誌「ほのボラ」の発行・・・年6回</p> <p>●CATV等を利用した社協活動の紹介等、広報活動の展開</p>
----------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>3 啓発活動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「福祉まつり」の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>…住民のみなさんと社協活動を振り返るとともに、今後の活動を考える場として開催・・・合併10周年記念事業としての位置付けも</li> </ul> </li> <li>●福祉のまちづくりに向けた福祉懇談会等、役職員出前講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>…福祉制度（例：介護保険制度の改正について等）を上手に利用するには、等福祉課題について、地域で語り合う場づくり</li> </ul> </li> <li>●マスコットキャラクター「ここたん」の活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>…身近な存在としての社協イメージづくり ⇒ 社協の見える化</li> </ul> </li> </ul>	<p>4 地域福祉ネットワーク事業の展開・・・“よりそい”“見守り”活動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「ふれあいいきいきサロン」活動の展開・・・未実施地域への活動支援</li> <li>●小地域ボランティアによる高齢者支援活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ふれあい型給食サービス「かけはし弁当」の実施</li> <li>イ 小地域における会食会等、つながり事業の実施</li> </ul> </li> <li>●見守り活動重層化に向けた関係機関との協働活動とシステム化の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 見守りネット研修会の開催等、見守りネット協力者の養成</li> <li>イ 福祉の土壌づくりに向けた住民自治組織との連携促進</li> </ul> </li> <li>…住民自治組織活動に福祉の視点をもってもらう関係づくり</li> </ul>
<p>5 地域における自立に向けた支援事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者ふれあい調理実習会の実施・・・食の自立を目指して</li> <li>●一人暮らし高齢者レクリエーション事業の実施</li> <li>●介護予防事業の実施</li> </ul>	<p>6 “くらしの応援”活動を目指した事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住民参加型福祉サービス実施に向けた活動の展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 介護予防事業「総合支援事業」との連携と調整・研究</li> <li>イ くらしの応援隊事業の推進</li> </ul> </li> </ul>
<p>7 地域介護力アップ事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の福祉力向上等、資格取得支援事業の実施（介護職員初任者研修）</li> <li>●福祉講演会の開催・・・「福祉まつり」等で実施</li> </ul>	<p>8 家族介護者交流事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●家族介護者リフレッシュ事業（日帰り旅行）の実施</li> <li>●家族介護者交流会の実施・・・各地域ごとに実施</li> </ul>
<p>9 福祉教育事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉教育事業の展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 町内各小学校・中学校における福祉学習の支援</li> </ul> </li> <li>●福祉体験学習事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 夏休みにおける中学生・高校生の福祉施設等体験学習事業の実施</li> </ul> </li> </ul>	<p>10 当事者組織・団体への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●老人クラブ連合会への支援・・・事務局としての支援</li> <li>●障害者団体への支援</li> <li>●障害児者を守る親の会への支援</li> <li>●母子寡婦福祉会への支援</li> </ul>

## (2) ボランティア活動の推進

住民の理解と参加のもとに全ての人が、“共に生きる”愛とふれあいの地域づくりを目指して、福祉ボランティア活動の振興を図ることを目的に「ボランティアバンク」を設置し、ボランティア活動の推進を図ります。

### 1 ボランティア活動支援事業

- ボランティア養成講座、交流研修会等の開催
- ボランティア登録・斡旋及び援助・指導の実施
- ボランティア活動に関する調査研究及び情報提供
- ボランティア活動用のレクリエーション資材の整備及び貸出（積極的活用）推進
- ボランティア基金の運用  
…ボランティア活動を支える財源の確保を目的とした、ボランティア基金の運用
- その他、ボランティア活動に関する事業の実施

### 2 災害ボランティアセンターの運営強化

- 災害ボランティアセンター運営強化のための事業推進
  - ア 災害ボランティアセンター支援ボランティア養成講座の開催
  - イ 災害ボランティアセンター運営訓練等の実施  
…運用マニュアルの確認等、実地訓練の実施
  - ウ 災害ボランティアセンター運営基金（仮称）等財源確保に向けた活動の展開
- 平常時における防災・減災に向けた啓発活動の展開
  - ア 災害ボランティアセンター町民講座の開催
- 町災害担当課、府災害ボランティアセンター等との連携の強化

## 3 在宅福祉活動の推進

### (1) 高齢者福祉事業の展開

#### 1 介護保険事業所の統合推進を図る。

- 社協のあり方検討委員会からの介護保険事業運営に関する「答申」を受け、福祉事業経営という視点に立った運営の推進を図る。  
…介護保険事業所の統合課題の整理

#### 2 介護保険事業の推進

- 対象者：要支援1・2、要介護1～5の介護認定の対象者
- 対象地域：京丹波町全域

<介護保険事業推進の目標>

- ① 社会福祉協議会が介護保険事業を実施していること（地域福祉の視点と介護保険事業の融合）を生かし、地域福祉と在宅福祉間、支所間・介護保険事業所間での連携を図るとともに、あり方検討委員会の答申にある介護事業所の統合に向けた取り組みを進める。
- ② 利用者が住み慣れた地域で、自己実現できることをサービス提供の基本に置き、介護保険事業サービスの提供を行う。
- ③ 第6期介護保険改訂の中で、予防介護事業の市町村実施への移行を受け、その対応に向けた取り組みを検討していくとともに、住民に利用しやすい介護保険制度の運用等、啓発活動、学習や研修の強化を図る。
- ④ 安全・安心したサービス提供を基本に、「ひやりハット」も含めた事故対策の万全を図る。

実 施 事 業 名	事 業 内 容
1 居 宅 介 護 支 援 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ケアマネジャーによるケアプランの作成・管理支援・及び相談事業</li> <li>① 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。</li> <li>② 利用者の心身の状況、また、その家族の力を活用した支援を行い、地域とのつながりを大切にしていく。</li> <li>③ ケアマネジメントから見えてくる地域課題を地域福祉活動につなげていく視点をもった活動の展開。</li> </ul>
2 訪 問 介 護 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ホームヘルパーによる生活支援（洗濯・掃除・調理等）・生活介護（入浴・食事・排せつなど身体介護）事業</li> <li>…利用者とのコミュニケーションを図り、よりよい在宅生活を送れるような支援活動を展開する。</li> <li>…ヘルパー連絡会、研修会に積極的に参加し、資質向上に向けた活動を展開する。</li> </ul>
3 訪 問 入 浴 介 護 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入浴専門車両を運行し、在宅においてその機材を使用した入浴支援活動の展開。</li> <li>…入浴を通して、清潔保持、生活意欲の増進をはけるとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減が図れるようなサービスの提供を行う。</li> <li>…利用者増に向けて、積極的な対応を進めていく。</li> </ul>
4 通 所 介 護 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●デイサービスセンターに通所し、健康チェック・レクリエーション・入浴等のサービスを提供</li> <li>…明るい、笑顔の絶えないデイサービスセンターを目指した運営を進める。</li> <li>…入浴のみの利用、体験利用等、多様なニーズに応じたサービスの提供を目指す。</li> <li>…利用者保護者会、見学会等、家族とのつながりを大切にしたい運営を目指す。</li> </ul>

2 高齢者等生活支援事業の推進・・・介護保険事業以外のサービス事業

●対象者：おおむね65歳以上の高齢者で、支援が必要な方で、京丹波町長に対しサービス利用申請を行い、利用許可を得られた方

●対象地域：京丹波町全域を対象に実施

●利用料：各事業ごとの要綱により利用料が必要

実施事業名	事業内容
① 軽度生活支援事業	●一人ぐらし高齢者、高齢者世帯に対し、軽易な日常生活の援助（掃除・洗濯・調理や健康相談、栄養指導等）を行う
② 外出支援サービス	●公共交通機関を利用することが困難な高齢者に対して、病院通院等の外出支援を行う。 …福祉有償運送事業所（陸運局認可事業所）として運営
③ 食の自立支援サービス （毎日給食）	●調理することが困難な高齢者等に対し、月曜日から土曜日の間、夕食弁当を、配食ボランティア等の協力を得て配食する。 …配食ボランティアによる安否確認を兼ねる。
④ 訪問理美容サービス	●理美容院の利用が困難な高齢者等に対し、社会福祉協議会に登録した理・美容師が在宅に出向き、散髪・整髪を行う。
⑤ ミニデイサービス事業	●住民健診等、基礎データを基にして、介護予防と閉じこもり防止を目的に「にこにこクラブ」の名称のもと、体操、文化的取り組み等を定期的実施する。
⑥ 介護用品の貸出・斡旋事業	●車イス・介護用ベッドの無料貸し出し ●介護用品の斡旋・・・商品については、実費で対応する。 …介護用品購入助成事業（町補助事業）対象物品（紙おむつ等）の取扱、商品紹介・斡旋
⑦ 介護よろず相談事業	●介護問題を中心にして、制度の概要説明や制度利用の方法、介護事業所の紹介等、介護に関するよろず相談事業 …365日、24時間で対応する。



(2) 障害者福祉事業の推進

実施事業名	事業内容
① 障害者居宅介護事業 重度訪問介護事業	●ホームヘルパーが居宅を訪問し、生活支援・身体介護支援、また、外出時の異動介護等を行う。 …障害者自立支援事業
② 障害者共同作業所運営事業	●生活介護、就労継続支援B型の2事業を行う。 …生活介護は、基本的な生活習慣の確保や軽作業を通じて、労働の意欲の高揚等、生活能力の向上を目指す。 …就労継続支援B型は、様々な作業を通して一般就労に向けた支援を行う。 ※具体的な事業計画は、別添
③ 重症心身障害児・者等 通院・通所送迎事業	●人工透析患者の通院送迎事業の実施・・・南丹市八木町「南丹病院」への送迎 …瑞穂発（国道9号線沿いの対象者）、和知発（国道27号線沿いの対象者）の2体制で、月曜日～土曜日の間 運行する。 ●重度障害者療育施設への通所送迎事業・・・亀岡市「通所療育センター花ノ木」への送迎
④ 障害者ガイドヘルパー派遣事業	●障害者にガイドヘルパーを派遣し、外出の支援を行う。

(3) 子育て支援活動

<p>① ファミリー・サポート・センター事業の実施</p> <p>●「子育ての支援希望者」と「子育ての応援可能者」が、「お願い」「預かり」の会員に登録し、お互いに助け合いながら子育ての相互支援活動を地域において行う事業。</p> <p>① 保育所、幼稚園、小学校等の始業前の時間や終了時の時間に子どもを預ること</p> <p>② 保育所、幼稚園、小学校等の施設に送迎を行うこと</p> <p>③ 放課後や放課後児童クラブ（学童保育）等の終了時、子どもを迎えに</p>	<p>&lt;事業推進計画&gt;</p> <p>1 ファミリー・サポート・センター事業の啓発と子育てニーズの把握</p> <p>●子育て支援課、保育所、教育委員会、幼稚園、小学校との連携・啓発</p> <p>●預り保育ルームの実施（毎月2回、地域毎：丹波・瑞穂・和知で実施）</p> <p>2 会員の資質向上</p> <p>●預り会員養成講習会の開催（2日間、15時間講習の実施）、レベルアップ講習会の開催（子どもの遊び、事故対応等）</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>行き、その後子どもを預ること</p> <p>④ 保護者の急用「疾病・看護・冠婚葬祭等」時に、子どもを預ること</p> <p>⑤ その他町長が必要と認めるとき</p> <p>等の事業を、アドバイザーという職員が調整を行い活動を展開する。</p>	<p>3 会員交流会の実施・・・会員交流小旅行等の開催</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

#### 4 総合相談・生活支援事業（厚生福祉事業）

<p>生活困窮者自立支援法が本年4月から施行される中、生活困窮者支援制度を支える大きな役割として総合相談事業がクローズアップされ、社会福祉協議会に対する期待が高ってきている。</p> <p>孤立・孤独化を防ぐため、生活相談機能を充実し、貧困からの脱却を図る上で、これまで以上に生活相談事業・貸付相談、福祉サービス利用援助事業（権利擁護事業）の推進を図ります。</p>	
<p>1 福祉サービス利用援助事業の推進</p> <p>●軽い認知症・物忘れのある方、知的障害者や精神障害者で福祉サービスを利用するための手続きが理解しにくい方、日常的に金銭管理をするのが一人では不安な方等々を対象に支援する事業で、具体的には</p> <p>① 福祉サービスを利用するための手続き支援</p> <p>② 日常的な金銭管理</p> <p>③ 通帳・印鑑の預る、管理</p> <p>④ 年金証書、書類等の預り</p> <p>等を、社協職員（専門員）と生活支援員の連携で支援を行う。</p>	<p>●福祉サービス利用援助事業を支える生活支援員の養成と資質向上に向けた研修事業の実施</p> <p>●福祉サービス利用援助事業の利用促進（隠れた対象者）への啓発活動と関係機関との協働推進</p> <p>…地域包括支援センター、ケアマネジャー協議会等との連携・協働</p> <p>…民生児童委員協議会との連携・協働</p> <p>●福祉サービス利用援助事業利用者の判断能力の低下等、本サービス利用者の権利を守る上で、成年後見制度の利用や法人後見制度の運営等の研修推進</p>
<p>2 心配ごと相談所開設事業</p> <p>●広く住民の日常生活上の相談に応じ、適切な助言、援助を行い地域住民の福祉向上を図る目的をもって心配ごと相談所を開設します。合わせて、専門相談として、京都府弁護士会の協力を得て、無料法律相談所も開設します。</p>	<p>●心配ごと相談所の開設</p> <p>…毎月1回、年12回の開設・・・支所巡回型開設（各支所4回）</p> <p>…心配ごと相談所運営委員会による運営</p> <p>●無料法律相談所の開設</p> <p>…京都府弁護士会に委託・・・支所巡回型開設（各支所2回を3回に増設）</p>

●各関係機関の相談事業との連携・協働の取り組み  
 …就労支援相談、悪質商法等消費者相談との連携を図る。

3 福祉資金貸付事業

●経済的に不安定な世帯に対し、福祉資金を貸し付けることにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進を図る目的をもって、福祉資金貸付事業を実施します。

●生活福祉資金、くらしの資金貸付事業の展開  
 …民生児童委員協議会との連携の中で、相談支援活動を展開する。  
 …福祉資金貸付相談委員会による貸付審査、償還指導等の推進

5 共同募金運動の実施

1 共同募金運動の実施

●本会は、京都府共同募金会並びに京丹波町共同募金会に協力し、赤い羽根共共同募金及び歳末たすけあい募金運動を実施します。また、募金配分事業を実施し、町内の地域・在宅福祉活動等の充実を図ります。

●募金運動の実施  
 …赤い羽根共同募金運動・・・10月1日から実施  
 …歳末たすけあい募金運動・・・12月1日から実施

●共同募金配分事業の実施

- ① 福祉対象者への激励・見舞金の配分事業
- ② 地域福祉・ボランティア活動への支援事業（福祉教育推進も含む）
- ③ 災害ボランティア活動のための運営支援
- ④ 福祉当事者団体の組織育成のための活動助成
- ⑤ その他、福祉活動向上に向けた活動の展開

6 その他の事業

(1) 日本赤十字社社員増強運動への協力

(2) 和知高齢者コミュニティセンターの管理運営

平成27年度京丹波町共同作業所

## 事業計画

## 1 基本方針

地域社会の中で生き、「働きたい」「自立した生活を送りたい」等、誰もが思っているあたり前の願いをかなえるために、働く喜びややりがいを感じ、また、楽しみながらできる活動を通して、その社会の中で、意欲や自信となる力をつけることを目指します。

作業以外に、利用者の生活全般への気配りや相談、利用者の人権を擁護する姿勢で業務に当たります。

## 2 事業概要

●生活介護サービス	<p>排せつや食事の介助、日常生活に必要な支援や相談・助言の他、創作活動や生産的活動の機会を提供し、身体的機能や生活能力向上のための援助を行います。</p> <p>また、療育としてのステップアップ活動を通してゆとりや新たな発見をすることにより、より適切な支援ができるように努めていきます。</p>
●就労継続支援B型（非雇用型）	<p>一般就労に向けて必要な知識や能力の向上を目的に、生産活動やその他の活動を通じて本人に合った訓練や支援を行います。</p> <p>また、利用者と向き合い一緒にゆっくりと考えていきます。</p>

## 3 利用定員

●生活介護サービス	定員18名（現員14名）	合計60名（現員46名） H27.3.1現在
●就労継続支援B型サービス	定員42名（現員32名）	

#### 4 職員体制

所 長	1名	施設管理者
支 所 長	2名	内生活支援員1名
職業指導員	5名	就労継続支援等の職業指導員5名（正職4名、嘱託1名）
生活支援員	6名	生活介護等の支援員6名（正職3名、嘱託3名）
サービス管理責任者	2名	支援計画の管理
看 護 師	1名	利用者の衛生管理等（非常勤1名）
合 計	17名	

#### 5 事業基本計画

- ① 工賃向上を目指して、新しい仕事づくりを行う。
- ② 作業技能向上のための指導援助のみならず、一般就労につながるための訓練、社協内実習等、生活の安定のための支援を行う。
- ③ 安定した収益事業と言える町委託事業（公園清掃管理、公共施設草刈り作業）に作業所全体として取り組むための支所間の作業連携を強化する。
- ④ さをり織り、縫製品、木工品等の新しい自主製品の開発に取り組む。また、販売体験をすることで、創る喜び、売れる喜びを実感できるよう工夫する。
- ⑤ 地域で栽培される農産物の収穫作業、出荷作業等を積極的に実施することにより、地域との連携を深める。
- ⑥ 一人ひとりの障害特性や程度に応じた支援提供のために作業療法士、理学療法士等専門職との連携を継続する。
- ⑦ 一般就労に向けての支援として、なんたん障害者就業・生活支援センターをはじめ、ハローワーク等と連携し、障害者雇用情報の提供、企業・事業所実習の斡旋、支援を行う。
- ⑧ 京都ほっとはあとセンターと連携協働し、自主製品の改良開発や、研修、販売の促進に取り組む。
- ⑨ 近隣の作業所や障害福祉サービス事業所と連携する。また、京都ほっとはあとセンター南丹ブロックの取り組みに積極的に参加する。

## 6 事業目標

- ① 利用者の障害特性、障害の状況に応じた作業目標、内容を提供するための環境づくりに職員一人ひとりがそれを認識し努める。
- ② 利用者の日常生活の中での障壁となる課題解決のために、社協地域福祉担当者職員はもちろん、行政、関係機関・団体、専門職や民生児童委員をはじめ地域住民との連携を密にする。
- ③ 障害の程度によらず、潜在する対象者の新規利用に向けて、丹波支援学校をはじめとする関係機関等との情報の共有に努め、連携し利用促進を図る。
- ④ 作業工賃規程等、不公平、不平等にならないよう見直しを行う。
- ⑤ 地域に暮らす一員として、地域住民との交流、町内小学校との交流を通じて社会参加を促進する。
- ⑥ 行政、関係団体、他施設・事業所等との関係を強化し、本町における障害者福祉施策の中核を担う施設としての役割を果たす。

## 7 防災計画

- 地域役員や民生児童委員、行政機関等と協力し、火災・地震等の災害に備えた関係づくりを進めるとともに、各事業所でも実際に即した訓練を行う。
- 災害時における要配慮者の支援者としての作業所の役割を認識し、災害時における支援のあり方を協議し計画化していく取り組みの実施。

## 8 職員研修・会議

- サービスの質の向上、職員の知識、支援技術の向上のために、定例連絡会議（社協事務局長、所長、支所長）、作業所運営会議（主任級）、全体職員会議を行うほか、各種研修に参加し習得した内容を共有できる機会を設ける。